






飼養衛生管理基準の再徹底を！！

今年の10月以降、中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出される事例が下記のとおり3件確認されています。

	到着月日	出発地	到着空港	旅客の携帯品	
1	H30. 10. 1	北京	新千歳	豚肉ソーセージ (一定の加熱済)	
2	H30. 10. 14	上海	羽田	自家製餃子 (非加熱)	
3	H30. 11. 9	大連	成田	豚肉ソーセージ (一定の加熱済)	

アフリカ豚コレラ及び豚コレラは、ウイルスが付着した肉類を介し、伝播する事例が海外では確認されており、口蹄疫も例外ではありません。

家畜を飼養する皆様には、発生地域への旅行はできる限り自粛するとともに、渡航の際は以下の事項に注意して下さい。

海外渡航および帰国後の留意事項

- 1 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- 2 動物との不用意な接触は避けること。
- 3 ほとんどの国からの肉製品等を日本に持込みが禁止されているため、肉製品等は持ち帰らないこと。
- 4 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
- 5 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- 6 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

また、豚コレラ2例目が確認された岐阜市畜産センターにおける現地調査で以下の事実が確認されました。

- 1 豚舎周辺だけが飼養衛生管理区域に設定されていた。
- 2 同センターの公園エリア等で豚コレラに感染した野生いのししが確認されていたが、公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、さらに洗浄、消毒が行われていなかった。
- 3 豚舎に入る際に衣服の交換が行われておらず、長靴を交換せず踏込消毒槽等の消毒のみで豚舎に入っていた。

今一度、飼養衛生管理基準を再点検し、病原体の侵入防止策を徹底して下さい。

飼養衛生管理基準の要点

- 1 伝染病発生予防に関する**最新の情報**を把握。
- 2 立入者の**衛生管理区域**への病原体持込み防止のため、
 - ① **手指、靴の消毒**
 - ② **立入車両の消毒**
 - ③ **専用の衣服及び靴の設置**
 - ④ **関係者以外立入禁止**
 - ⑤ **食品残さは加熱後給与**
- 3 **野生動物**の侵入防止。
- 4 病原体に汚染されていない**清潔な飲用水**を給与。
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保のため、**畜舎、器具の清掃、消毒**。
- 6 家畜の**健康観察**を入念に実施し、異状が見られた場合は直ちに**獣医師、家畜保健衛生所に連絡**。
- 7 感染ルート特定のため**衛生管理区域の立ち入りに関する記録**を作成し、保管する。

家畜に異状が見られたら

直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話：017-764-1744

夜間・休日：090-2274-0474